



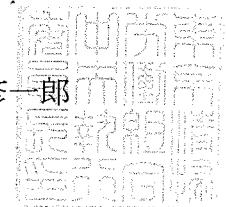
2023年5月15日

特別区長会

会長 吉住 健一 様

東京清掃労働組合

中央執行委員長 多田 修一郎



2023年度の夏季一時金等に関する要求書

日頃より23区清掃事業を含む特別区政の発展と職員の生活・労働条件の改善に向けてご尽力されている貴職に敬意を表します。

東京清掃労働組合は、本年3月13日、貴職に対し「2023年度現業系賃金・人事制度に関する要求書」を提出しましたが、本日は、改めて、「2023年度の夏季一時金等に関する要求書」を提出させていただきます。

昨年の賃金確定交渉では、5年ぶりに月例給・一時金とともに引上げ勧告となりましたが、月例給の引上げ分については初任給や若年層に重点を置くことで、全ての職員賃金には反映されませんでした。また、月例給については、引き続き特例措置を「一時的」と言及したため、さらに職員の不信感をあおる事態となっています。こうした中でも職場では、いまだ収束の見通せないコロナ禍において、清掃事業を一日たりとも止めてはならないという強い使命感の下、全職員の努力が今もなお続けられています。

清掃事業は、今後、超高齢化に対応した訪問収集の拡充や、カーボンニュートラルに向けたごみの削減、資源化の促進といった大きな課題にも取り組んでいかなければなりません。もはや単純労務とは言い難い職務内容となっており、職員の職務・職責はますます増大していきます。事業が多種・多様化する一方で、月例給の引上げ改定が実質的に反映されない実態では、職務・職責のバランスは大きく崩れ、職務に対する意欲の維持も困難となります。

貴職におかれましては、奮闘する職場の実態と職員の切実な要求を十分にご理解いただき、全ての職員賃金の引上げに向け、人事委員会に対して特段の意見・要望を行うよう対応を求めるものです。

以上の点を踏まえ、区政の第一線で日々の職務に精励する職員の努力が報われるよう、2023年春闘における民間の賃金・一時金相場が確定しつつあることに鑑み、夏季一時金等に関し、下記のとおり要求いたします。組合員の切実な要求であることを受け止め、労使自治の原則を踏まえた自主的・主体的な立場から、誠意ある回答と対応を早期に行うよう求めます。

記

1 2023年度の夏季一時金について

- (1) 物価高騰や首都圏での生活実態を踏まえ、支給月数を2・5ヶ月以上とすること。また、民間企業にみられる「インフレ手当」と同様に、特例的な手当等を支給すること。
- (2) 勤勉手当は廃止し、期末手當に一本化すること。
- (3) 期末・勤勉手当からの除算項目及び除算割合を改善すること。
- (4) 「基準日主義」を改め、勤務実績に基づく支給とすること。
- (5) 再任用職員についても、常勤職員と同様とすること。
- (6) 会計年度任用職員についても、常勤職員と同様とすること。
- (7) 清掃職場に働く委託労働者等に対する夏季手当の支給・改善を働きかけること。

2 技能・業務系人事制度について

- (1) 各区において、労使の妥結内容の趣旨に基づいた「担当技能長職」を配置すること。
- (2) 若年層職員のモチベーションを高め、仕事への意欲を拡大するため、技能主任職昇任選考の受験資格基準を緩和すること。

3 勤勉手当の成績率制度について

チームワークで業務を遂行している清掃職員には、成績率制度自体が馴染まないものである。勤勉手当の成績率制度の実施結果に関する十分な検証と協議を行うこと。

4 雇用と年金の接続について

- (1) 公的年金の支給開始が65歳となっていることを踏まえ、再任用賃金だけで生活できる賃金水準とすること。
- (2) 定年年齢の引上げに伴い、再任用職員の月例給を下回る常勤職員が現在でも多数存在することを踏まえ、事前の情報提供を適切に行い、60歳を迎える職員が将来設計について熟慮した上で判断できるよう十分な時間を確保すること。

5 回答について

これらの要求事項に関する回答は、本年6月16日（金）までに行うこと。

以上